

第134回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成31年3月18日（月）13:30～16:25

2 場 所 都道府県会館 101大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、
厚生労働省大臣官房審議官、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査
統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、東京都総務局統計部人口統計課長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第122号の答申「民間給与実態統計調査の変更について」
- （2）諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （3）諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- （4）毎月勤労統計調査について

5 議事概要

- （1）諮問第122号の答申「民間給与実態統計調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料1-1、1-2、1-3に基づき、審
議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・今回の変更計画は、報告者の負担軽減にも配慮したものと評価したい。一方、
今後の課題でも指摘されているように、本調査に必要な精度を設定した上で、

標本設計を検討することが必要である。標本設計の見直しも含め、しっかりと本調査結果の分析・検証を行っていただきたい。また、他の統計調査結果との比較やデータ移送等を行うことについても、今後前向きに検討してほしい。

(2) 諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料2-1、2-2に基づき説明が行われ、厚生労働省から、資料2-3に基づき補足説明が行われた。審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。また、総務省政策統括官から、参考2-1、2-2に基づき、「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告（総務省行政評価局）」の紹介がなされ、統計技術的・学術的観点から委員の発言があった。

主な発言は以下のとおり。

- ・「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」（以下「緊急報告」という。）は賃金構造基本統計問題にのみ焦点を当てているが、問題は毎月勤労統計問題と同根の組織的問題であり、再発防止策も同じ視点からなされるべきである。本日の厚生労働省の諮問関連の文書には、こうした問題意識や内部組織に関する再発防止策は書かれていない。正確かつ精度の高い統計の公表について責任を有する統計委員会としては、統計に関する内部のチェック体制や広報体制を含めた再発防止策を検討せずに、「賃金構造基本統計調査」の審議を進めていくことはできない。例えば単に目標を掲げるだけでは十分でなく、目標が達成されない場合の対応をきちんと考えるなど、よりきめ細かな対策が必要である。
- ・本日の諮問関連の文書には、従前の調査計画とのかい離について言及が全くないことに強い違和感を持った。厚生労働省から、この点についてしっかりしたガバナンスを確立して対応するとの意思表示があったが、あくまでも抽象的なレベルの話だけなので、具体的な対策が必要である。

緊急報告の評価は大筋において妥当であるが、調査計画からの逸脱の発生時期・規模、背景事情などについては、報告の性格上の限界があるとは言え、説明が不十分であり、物足りなさを感じる。再発防止について、本日の厚生労働省の文書には、反省や方向性が言及されておらず、実効性に確信が持てない。再発防止では「透明性」の確保が特に重要であり、厚生労働省に対して、①統計作成プロセスに関する情報を適時適切に公開すること、②厚生労働省の中だけで閉じた対策は実効性が上がりにくいので、できるだけ第三者（他府省を含む。）の関与を得た「開かれた取組」を行うことを求める。

- ・緊急報告は、調査実施に当たっての構造的な問題——①統計部局という閉じた世界を作ってしまったっており、業務遂行をその中でのみ考えている、②良く理解していない幹部と日常の錯綜した業務に追われる現場の間に、大小様々に起こる問題への対処の仕方に対して温度差があり意思の疎通ができていない——への踏み込みが足りないために、統計技術的・学術的観点から再発防止策を考え

る際に必要な情報が十分ではない。「仕事のやり方」の問題は、上述の構造的
問題と関わっているが、それが究明されていないので分かりにくく、かつ叙述
が学術的でないところが見受けられる。

諮問については、現行計画上の調査方法では調査実施の持続可能性が低いこと
は分かっているので、郵送調査への変更は妥当であると思われる。ただし、回
収率や無回答率については具体的に部会で議論したい。一点だけ、諮問の中で
「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の削除という論点については、この場
では納得できない。ほかの産業などでも回収率が低い業種があるかもしれない。
なぜこの特定の産業だけ削除するのか、郵送調査に変更する中で疑問が残る。

- ・オンライン調査も含めた抜本的な新しい調査方法への変更は、今年7月の調査
時期に間に合わないので、今回の諮問は、暫定的に2019年調査だけ現状追認
的に対応したいということと理解したが、2020年以降の調査については、改
めて統計委員会に諮問されるという理解でよいか。そのときに、調査対象範
囲についても諮問する予定なのか。
 - 審査部局としては、少なくとも、今回の諮問で2020年以降の調査の在り方も含
めて道筋をつけ、6月以降に改めて2020年以降の調査の審議をしていただき、
段階的に改善を進めたいと考えている。
 - オンライン調査は来年度予算に盛り込んでいるため、改めて2020年調査におけ
るオンライン調査の導入について、総務省に申請させていただきたい。その
際には、見直すべき点についても併せて変更の申請に盛り込んでいきたい。
 - ・郵送調査の導入に当たっては、本省と調査の最前線である都道府県労働局など
との間で、今まで行われていた調査票の審査業務に違いが生じるはずである。
調査票の郵送配布の本省へのシフトに伴う審査のやり方の変更は、2018年調
査から2020年調査にかけて、どのように行われるのか、部会で議論してもら
いたい。
 - 単に調査票を配布するだけでなく、疑義照会、督促、内容の審査など一連の作
業としてつながっているため、しっかりと審議をサポートしたい。
 - ・どこでどのように審査が行われていたのか、現状の方法等をきちんと速やかに
示してもらいたい。
 - ・本件は人口・社会統計部会に付託し、丁寧な審議をお願いしたい。賃金構造基
本統計調査については、第Ⅲ期の公的統計基本計画において2020年度調査の
企画時期までに調査方法を見直すなどの課題が設定され、今回の諮問は2019
年度調査における経過措置的な変更という位置付けである。統計技術的観点
から、将来的な本調査の在り方についても審議してほしい。
- また、一斉点検で報告された調査計画と実際の調査との齟齬について、総務
省行政評価局の緊急報告の紹介があった。賃金構造基本統計調査の問題は、
結果的に極めて残念である。報告書でも、統計技術的な点から、郵送開始時
期を特定できなかったことは残念である。報告書は「行政のやり方」に絞っ

てまとめられているが、統計技術的・学術的な内容と不可分であり、構造的な問題の指摘が分かりにくく不十分との評価である。再発防止において大きな問題である。統計委員会として再発防止を考える時、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の問題を一緒に考え、統計技術的な仕事のやり方をきちんと考え、更には、厚生労働省を越えた全省的取組が必要である。これを今後の統計改革の大きなマニフェストとまとめたい。今後の対処の仕方は、厚生労働省の統計調査やそれ以外についても点検検証部会で丁寧に判断していく。その際、データの透明性の確保や再現可能性の確保を考慮することが必要である。学術の世界では再現可能性は絶対重要であり、透明性を確保しても、再現可能性がなくては意味が無い。

(3) 諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料3-1、3-2に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 今後、調査票データは、ほとんど電子媒体でやりとりするようになるが見えるが、紙媒体と違い、電子媒体の保管状況、保管期限を教えてください。
- 本調査は、6割がオンライン報告であり、直接電子データになる。残り4割は紙媒体に記入・報告されたデータ入力を行い、サマリチェック、前月、前年同月チェックを機械的にかけていき、その過程で電子データとなる。紙の場合は保管のスペースもあり、必ずしも永年ではないが、集計に用いるチェック済みの電子データについては永年保存としている。また、集計までの過程のドキュメントや、メタデータについても再現可能性を図るため可能な限り保存するという取組を進めているところである。部会で確認をしていきたい。
- ・ 紙データについては、昔はマイクロフィルム、今だと画像ファイルがあるが、過去の紙データについては、電子化の作業をやっていないのか。
- PDF化して残している場合もあるが、多分月次の調査では、入力後ベリファイチェックし、入力漏れの確認がとれれば、その後は電子データでチェックが進んでいくと思われる。電子化されたデータは永年保存を進めている。
- ・ 今回、全面的に民間事業者を活用した調査方法に移行することを計画しているが、部会審議では、民間事業者の活用が結果精度に与える影響や効果等を十分に確認するようお願いしたい。

また、昨年6月の統計委員会で、「QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の『シームレス化』の取組強化・加速の一環として、経済産業省生産動態統計に関して検討を開始する」よう求め、7月の統計委員会において、国民経済計算体系的整備部会の整理として、「経済産業省生産動態統計に関して検証を進めた上で、同統計の諮問・審議に間に合うように国民経済計算体系的整備

部会から産業統計部会へ情報提供する」と報告されている。国民経済計算体系的整備部会では所用の検討が着実に進められているとのことだが、国民経済計算体系的整備部会、産業統計部会が適切に連携して、今後のSNA改善に結びつけていくことが期待されている。難しい課題ではあるが、両部会長、よろしくをお願いしたい。

(4) 毎月勤労統計調査について

ア 事務局（統計委員会担当室）から、資料4-1に基づき、「統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」について説明が行われ、厚生労働省から、資料4-2に基づき、その回答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・資料4-2、(1)各論③に「東京都の500人以上規模の事業所について、標本設計の過程において、誤差計算を行っております。」とあるが、この根拠となった分散などの数字は出していただけなのか。
- 標本誤差自身を、毎年、年報等で示しており、その作業の中でこの部分も入っている。要望の後段で書かれている「双方の共分散など標本誤差構造を示す統計量を計算・分析した事例」は確認できていない。
- 全然回答になっていない。
- 全部合算した標本誤差の計算結果では、500人以上の部分を検証できないことになり、残念ながら要望にマッチしていない。
- 結局何があるのか。実際のデータに基づいて東京都の500人以上について標本誤差を計算した結果が存在しているのか。
- 全体の計算の中でやっていることで、具体的にデータに基づいて計算したものと認識しているが、そこまでは用意ができていない。
- 3年に1回、499人以下事業所について、標本誤差を計算し公表しているが、500人以上についても、それと同じベースのものを保存しているということか。過去に遡ってあるということか。
- それと同じものだ。最近のものはそれで見ることができる。過去は分からない。確認中である。
- 直近のものでもよいので、まずは出してほしい。500人以上は上限がない規模階級であり、特殊なので、その分散を見ておきたい。
- ・資料4-2、⑤の大規模事業所が集中しているので全数調査でなくても精度が確保できるという点、中規模事業所の精度を向上させるためにその部分の抽出率を高めずとも良いという点については、当時定量的な検討によってなされていたのか。
- 現時点で答えられるものは持ち合わせていない。
- ・事務局（統計委員会担当室）から要望がなされて1週間ということで、やむ

を得ない部分はあるが、回答になっていない。仕方がないが、差し戻しとせざるを得ない。

特に（３）再発防止策については、何も回答になっていない。ここが一番重要なことなので、総論、各論について、きちんと統計技術的・学術的な形で回答してほしい。回答できないなら検討会を開いても結構だ。厚生労働省の中で検討しているのは結構だが、１つの組織で考えられることに限界が来ていることを考えていただき、中立的・専門的な見方ができる人を糾合するような形できちんとした回答をしてほしい。そうでないと統計委員会としてはこれ以上進めず、改革そのものを進められない。今回のものは回答として認めることはできない。今後も何度も検討していただいて、きちんとした、こちらが納得できるような回答をいただきたい。

存在しないなら存在しないと事実関係を明確にしなければいけない。存在しないとしても、それをリカバーできるような追加的な情報があれば、それが将来の統計改革に重要な情報となるので、それを真摯に提供していただきたい。

- ・ 聞いたかったことは、2004年時点で、東京都で500人以上の規模の事業所について、抽出調査にした際に、精度の確保ができると考えていた根拠をお持ちなのかということだ。指摘のあった標本誤差の検証のようなことが過去に遡ってできないと、資料4-2、⑤の根拠が非常に薄い。根拠が薄いということは、再発防止に向けて、なぜ精度の計算をきちんとできなかったのか、精度の計算をする体制がどうなっているのかということにも関わってくる。そういうことも含めてきちんとした資料を出してほしい。

→きちんと整理したい。

- ・ 本日の説明は、要望事項のごく一部について、ごく一部の検討にとどまった。一週間でやむを得ないが不十分である。実質的には差し戻しとせざると得ない。5名の委員の意見書についての審議結果を受けて作成された厚生労働省への情報提供の要望は、（１）東京都の500人以上部分における調査方法や復元推計はどのようにするのが望ましいか、（２）過去における不適切な処理において、適切な分析結果に基づき、毎月勤労統計担当部署が判断をしていたか、（３）今回の事案を受けて、どのような再発防止策が適切なのか、といった重要な検討ポイントが含まれている。これは、単に過去の事案を振り返るだけではなく、今後の毎月勤労統計の精度改善に向けて、厚生労働省として何をなすべきか、良い統計を作るために、どのような組織の体制を構築すべきか、などの点について考える上で、大きなヒントが含まれているはずだ。厚生労働省は、今日の議論を十分に咀嚼して、しっかりとした回答案を、次回以降の統計委員会で報告するようお願いしたい。可及的速やかに、段階的でも良いので報告するようお願いしたい。そうして初めて、統計改革に向けたマンデートを達成できる。

イ 厚生労働省から、資料4-3に基づき、1月以降の統計委員会において委員から提出された意見・質問に対する回答について、説明が行われた。また、事務局（統計委員会担当室）から、資料4-4に基づき、2004年から2011年までの遡及推計において不足しているデータに関する整理・分析結果について、報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 復元に当たっての論点が段々と明確になってきていると思う。2007年1月調査分の共通の事業所がなかなか見当たらないという点について、抽出率が変わらない部分は連続性があるのではないかという意見について、「ありません」という回答だけでは納得がいかない。ギャップ率の計算がなかなかできないということが問題だと思うが、抽出率が共通のものをつなぎ合わせたときのギャップ率がどのくらいなのか、そのシェアはどのくらいなのか。ギャップを計算するときに、何%まで計算できて、残りどのくらい課題があるのかということは見せていただく必要がある。その上で、統計委員会なり統計委員会担当室と一緒に検討していく必要があるのではないか。最後に、資料4-3で「データがありません」ということだが、統計担当部署としては考えられないようなデータの保存の仕方だ。再発防止策にも、こういう問題は考えていただきたい。
 - ・ 透明性の確保といこうことで、資料4-3のように式を示していただくと大変分かりやすい。母集団労働者数（E）を55ページの式で計算していることは了解したが、なぜこのようなことをしているのだろうかという疑問がある。雇用保険事業所データ、毎月勤労統計データに基づく補正の適用度合いの0.5という数字はどこからきたのか。それと併せて、ベンチマーク修正がこの式の中にどのように出てくるのかが分からない。すなわち、ベンチマーク修正がEにどう適用され、Eが常用労働者数や賃金の計算でどう適用されていくのか。常用労働者数の系列を見ると2018年だけ前後の系列と断層があるように見えるので、そのようなことが式の中でどうして起こるのか、理解するための一助にしたい。
 - ・ 55ページのベンチマークの補正、これが0.5%で設定というのは私も疑問に思っている。これは現在の推計でも月々改定されているわけで、ベンチマーク改定のときにこれを延ばした数字と新しいベンチマークとがどれだけギャップがあるかウォッチしていく必要があり、示してほしい。
- 0.5という数字は、一定の割り切りではないかと想像している。
- ・ 資料4-4の委員から提出された意見のうち、平成19年1月の旧対象事業所について、5ページの②新事業所データを旧事業所データとして活用できるのではないかということについては、返答できることがあるか。

また、新産業分類への変更における抽出率逆数表について、12～13ページに5つの意見があるが、ここについてはどうか。特に、「②30人～499人事業所については、東京都と東京都以外で抽出率が異なる産業のインパクトがどの程度あるかを試算してほしい」は、今後の検討において重要だと思うが、どうか。

→次回、回答したい。

- ・今回は、厚生労働省から前向きな検討結果が示された。特に、平成22年以前の雇用保険データについては、22ページ以降で、具体的な計算式・手順が提示されおり、データ不足の解決に向けて道筋が明確に提示されたと思う。さらに、統計委員会担当室においても、より具体的な検討結果が提示されたことから、議論が有意義なものになっていると思う。2004年から2011年までの遡及推計について、かなりの前進がみられたと評価できる。もちろん、遡及推計をしていくために必要な論点が残されており、引き続き、厚生労働省においては、しっかり検討を進めてほしい。統計委員会担当室においても、統計委員会での議論に資する分析・論点整理を続けて行い、報告するようお願いしたい。

今回の遡及に関する情報は非常に高く評価している。これ以降も同じような形できちんとした形でお願いしたい。

また、透明性が高くなってきたので、早い段階で厚生労働省のHPで公開してもらおうとユーザーにとっても非常に良い。厚生労働省のデータに関する世間に対するクレディビリティの面でも非常に良いこと。至急検討してほしい。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>